

令和2年6月12日

監 第 1 9 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果のうち、現在まで改善措置が完了していない事項について、知事から報告があったので、次のとおり公表する。

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵
沖縄県監査委員	座	喜	味	一 幸

第1 定期監査指摘事項に対する未措置の状況

＜財務・事務に関する事項＞

(平成21年度監査結果報告分)

【病院事業局】

1 県有財産の利活用がなされていないもの

(1) 指摘の内容

企業債残高（看護師住宅を含む）が14,986,611円あり、借地借上料として年間52,500円支払っている古宇利診療所建物が、平成19年3月の同所の休止以後利活用がなされていない。利活用を検討する必要がある。（北部病院）

(2) 現在の状況

病院事業経営課、北部病院及び今帰仁村の三者により古宇利診療所建物及び看護師住宅の処分等について、定期的に意見交換を行っている。

今帰仁村において利用計画を策定中であり、策定後、同診療所の譲渡について協議する予定である。

(3) 未措置とする理由

利用計画の策定及び譲渡等が完了していないため。

(平成28年度監査結果報告分)

【土木建築部】

1 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

新たに購入した備品を指定管理者へ貸与しているが、指定管理協定で定める管理物品一覧に記載していなかった。（都市計画・モノレール課）

(2) 現在の状況

県営9都市公園のうち、6箇所については、基本協定書を変更し管理物品一覧を更新し送付した。残り3箇所については、令和2年9月までに基本協定書を変更し更新する予定である。

(3) 未措置とする理由

3都市公園の管理物品一覧が更新されていないため。

2 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県営住宅入居時に入居者から受け入れた敷金について、歳入歳出外現金として財務会計システムにより管理している現在高と、住宅管理システム等により戸別の管理を行っている合計額に差額が生じており、納入者が不明な敷金がある等、不適正な管理となっている。
(住宅課)

(2) 現在の状況

財務会計システムで保存されている敷金払出情報及び過去の払出調書等を基に、住宅管理システム内のデータと突合作業を行っている。突合作業が終了したものについては、敷金の返還など関係法令等に基づき適正な事務処理に努めている。突合が困難な退去時修繕費等については、今後、処理方針を検討する。

(3) 未措置とする理由

敷金の返還等について、処理が完了していないため。

(平成29年度監査結果報告分)

【病院事業局】

1 預り金の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があった。
(中部病院)

(2) 現在の状況

当該預り金について、現在、個々の伝票処理について精査中である。

(3) 未措置とする理由

処理が完了していないため。

(平成30年度監査結果報告分)

【文化観光スポーツ部】

1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

3つのキャンパス毎にそれぞれ防火管理者及び消防計画を定め、年一度の消防訓練を行うとしていたが、消防計画に沿った消防訓練を実施していなかった。
また、不備となっている防火設備が、監査時点において修繕されていなかった。
(芸術大学)

(2) 現在の状況

指摘後、3つのキャンパスにおいて消防訓練を実施した。防火設備については、修繕箇所66箇所のうち29箇所が未実施となっている。

(3) 未措置とする理由

防火設備の修繕が一部完了していないため。

【土木建築部】

1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

一部の県営住宅において防火管理者の選任・届出、消防計画の策定・届出及び消防訓

練の実施・報告がなされていなかった。

(住宅課)

(2) 現在の状況

指定管理者に対し、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施するよう指導した。指摘後、防火管理者及び消防計画の届出を行っている。

(3) 未措置とする理由

消防訓練が実施されていないため。

【病院事業局】

1 預り金の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料及びその他預り金について、不明な残高があるので、残高の内訳等を明らかにして適正に処理する必要がある。

(病院事業総務課)

(2) 現在の状況

当該預り金について、現在、個々の伝票処理について精査中である。

(3) 未措置とする理由

処理が完了していないため。

<工事等に関する事項>

(平成29年度監査結果報告分)

1 施設の改修が必要なもの

(1) 指摘の内容

ア 安謝川河川改修工事（H28－3）において、先行設置していたパイプルーフNo. 13の継手が後施工したNo. 12の継手と接合できていなかった。上部の国道等へ影響が及ばないように対策を講じる必要がある。
(南部土木事務所)

イ 新川第2地区耕土流出防止対策工事（H29－1）において、函渠側溝から3号浸透池への流入口が法面の高い位置に計画されていた。大量の水量が流入した場合、流入水の水勢、衝撃等で法面保護工の破損・崩壊等が懸念されるため、流入水量等を再検討するとともに、流入口下部の補強等を行う必要がある。

また、6号沈砂池の吐口について、通水能力及び吐口能力の不足から降雨時の排水が路面にまで溢れ用地外へ流出していた。早急な吐口の改修が必要である。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 現在までの状況

ア 現在、ボックスカルバート工事で慎重に掘削中であるが、土砂の流出は見られない状況である。土砂が流出する兆候が確認されたら、直ちに工事を一部中断し、継手部に流出防止の溶接を行う予定である。

イ 3号浸透池について、建設コンサルタント及び布製型枠メーカーと流入口下部補強について調整中であり、今後、対策工事を施工する予定である。

6号沈砂池については、排水が用地外へ流出することを防ぐ対策工事を施工した。

(3) 未措置とする理由

ア 現在、工事で掘削中であり、引き続き対策の状況を確認する必要があるため。

イ 対策工事が一部完了していないため。

第2 財政的援助団体等監査の指摘事項に対する未措置の状況

(平成30年度監査結果報告分)

1 公の施設の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

住宅情報センター株式会社（県営住宅：宮古・八重山地区）では、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施していなかった。

(土木建築部所管)

(2) 現在までの状況

住宅情報センター株式会社に対し、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施するよう指導した。同団体では防火管理者及び消防計画の届出を行っている。

(3) 未措置とする理由

消防訓練が実施されていないため。

第3 行政監査指摘事項に対する未措置の状況

(平成26年度監査結果報告分)

1 重要備品の遊休化

(1) 指摘の内容

利用記録簿がなく、全く利用されていない重要備品がある。

新機種を導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

寄贈された天蓋風飾りの用途がないため利用されていない機関

土木建築部 都市計画・モノレール課 1件

(2) 現在の状況

天蓋風飾りについて、県立博物館・美術館及び万国津梁館での有効活用を検討しているところであり、引き続き、関係機関と調整を行っていく。

(3) 未措置とする理由

利用の方針が確定していないため。